

平成26年11月5日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

技術陸曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達

第3条を次のように改める。

(任用の基準)

第3条 日本国籍を有し、かつ、別表に掲げる資格又は免許を有する者は、それぞれ同表に定める階級に任用することができる。この場合において、当該者が資格又は免許に係る業務経験年数を有するときは、この年数を加味して上位の階級に任用することができる。

第4条の見出しを「(年齢)」に改め、同条第1号中「年齢23歳以上36歳未満」を「年齢30歳以上」に改め、同条第2号中「年齢23歳以上36歳未満」を「年齢23歳以上」に改め、同条第3号中「年齢21歳以上33歳未満」を「年齢21歳以上」に改め、同条第4号中「年齢20歳以上33歳未満」を「年齢20歳以上」に改める。

第5条を削る。

別表情報処理の情報処理技術の項を次のように改める。

情報処理	情報処理技術	C I S S P	I Tストラテジスト システムアーキテクト プロジェクトマネージャ I Tサービスマネージャ システム監査技術者 情報セキュリティスペシャリスト エンベデッドシステムスペシャリスト ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト	応用情報技術者	基本情報技術者
------	--------	-----------	--	---------	---------

別表備考第1項中「1等航空整備士のうち」を「整備の航空機整備の項中1等航空整備士のうち」に改め、同表備考第2項「基礎試験合

格者とは」を「航空管制の航空管制の項中基礎試験合格者とは」に、
「（昭和 3 2 年運輸省通達第 9 号）」を「（平成 1 3 年国土交通省訓
令第 9 7 号）」に改め、同表備考第 3 項を削る。

附 則

この達は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

技術陸曹の任用の基準に関する達（平成5年陸上自衛隊達第21-2号）の新旧対照表

（下線は、今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（任用の基準）</p> <p>第3条 日本国籍を有し、かつ、別表に掲げる資格又は免許を有する者は、<u>それぞれ同表に定める階級に任用することができる。この場合において、当該者が資格又は免許に係る業務経験年数を有するときは、この年数を加味して上位の階級に任用することができる。</u></p> <p>（年齢）</p> <p>第4条 技術陸曹は、次の各号に定める年齢の者から任用する。</p> <p>(1) 陸曹長に任用される者にあつては、<u>年齢30歳以上</u></p> <p>(2) 1等陸曹に任用される者にあつては、<u>年齢23歳以上</u></p> <p>(3) 2等陸曹に任用される者にあつては、<u>年齢21歳以上</u></p> <p>(4) 3等陸曹に任用される者にあつては、<u>年齢20歳以上</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（任用の基準）</p> <p>第3条 日本国籍を有する者で、別表に掲げる資格又は免許を有する者は、<u>それぞれの階級に任用することができる。</u></p> <p>（年齢の範囲）</p> <p>第4条 技術陸曹は、次の各号に定める年齢の者から任用する。</p> <p>(1) 陸曹長に任用される者にあつては、<u>年齢23歳以上36歳未満</u></p> <p>(2) 1等陸曹に任用される者にあつては、<u>年齢23歳以上36歳未満</u></p> <p>(3) 2等陸曹に任用される者にあつては、<u>年齢21歳以上33歳未満</u></p> <p>(4) 3等陸曹に任用される者にあつては、<u>年齢20歳以上33歳未満</u></p> <p>（試験）</p> <p>第5条 技術陸曹の任用は試験によるものとし、試験は、筆記試験、<u>実地試験、口述試験及び身体検査とする。現に隊員である者については、実地試験及び身体検査の一部又は全部を免除することができる。</u></p>

(下線は、今回改正部分)

改 正 案					現 行							
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）							
技術の 区分	任用階級 種類	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	技術の 区分	任用階級 種類	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	
	通 信	無線技術		第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士			通 信	無線技術		第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士
無線通信			第1級総合無線通信士	第2級総合無線通信士	第3級総合無線通信士	通 信	無線通信			第1級総合無線通信士	第2級総合無線通信士	第3級総合無線通信士
通信設備				DD第1種工事担任者 A I第1種工事担任者 A I・DD総合種工事担任者			通 信		通信設備			DD第1種工事担任者 A I第1種工事担任者 A I・DD総合種工事担任者
整 備	自動車整備		1級四輪自動車整備士 1級二輪自動車整備士	2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級二輪自動車整備士		整 備		自動車整備		1級四輪自動車整備士 1級二輪自動車整備士	2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級二輪自動車整備士	
	航空機整備		1等航空整備士 航空工場整備士	2等航空整備士			整 備	航空機整備		1等航空整備士 航空工場整備士	2等航空整備士	
建 設	建築	1級建築士		2級建築士		建 設		建築	1級建築士		2級建築士	
	測量			測量士	測量士補		建 設	測量			測量士	測量士補
電 気	電気技術				第3種電気主任技術者	電 気		電気技術				第3種電気主任技術者
工作及 施設管理	技能		1級技能士（機械工、 土工）		2級技能士（機械工、 土工）	工作及 施設管理	技能		1級技能士（機械工、 土工）		2級技能士（機械工、 土工）	
危 険 物	危険物			甲種危険物取扱者		危 険 物	危険物			甲種危険物取扱者		
	火薬類		甲種火薬類製造保安責任者	乙種火薬類製造保安責任者 甲種火薬類取扱保安責任者	乙種火薬類取扱保安責任者		危 険 物	火薬類		甲種火薬類製造保安責任者	乙種火薬類製造保安責任者 甲種火薬類取扱保安責任者	乙種火薬類取扱保安責任者
情報処理	情報処理技術	<u>C I S S P</u>	<u>I Tストラテジスト</u> <u>システムアーキテクト</u> <u>プロジェクトマネージャ</u> <u>I Tサービスマネージャ</u> <u>システム監査技術者</u> <u>情報セキュリティスペシ</u>	応用情報技術者	基本情報技術者	情報処理技術		<u>システムアナリスト</u> <u>プロジェクトマネージャ</u> <u>ニ</u> <u>アプリケーションエンジニア</u> <u>ニア</u> <u>テクニカルエンジニア</u>		<u>ソフトウェア開発技術者</u> <u>テクニカルエンジニア</u> <u>(ネットワーク)</u> <u>テクニカルエンジニア</u> <u>(データベース)</u> <u>プロダクションエンジ</u>		基本情報技術者 <u>第2種情報処理技術者</u>

			ャリスト エンベデッドシステムス ペシャリスト ネットワークスペシャ リスト データベーススペシャ リスト		
航空管制	航空管制			航空交通管制技能証明 保有者	基礎試験合格者
衛生	衛生全般			理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 救急救命士（准看護師資 格 保有者に限る）	准看護師 歯科技工士
音楽	音楽全般			大学（音楽に係る部・科） 卒業生	短期大学（音楽に係る部 ・科） 卒業生

備考

- 1 整備の航空機整備の項中 1 等航空整備士のうち、航空法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 72 号）による改正前の航空法の規定による 2 等航空整備士の資格についての技能証明を受けているものであって、その者に係る業務範囲が同法附則第 2 条第 3 項に規定する行為を行うこととされているものは、2 等陸曹に任用するものとする。
- 2 航空管制の航空管制の項中基礎試験合格者とは、航空交通管制職員試験規則（平成 13 年国土交通省訓令第 97 号）に基づく基礎試験に合格した者をいう。
(削る)

		(システム管理) システム運用管理エンジ ニア ITストラテジスト システムアーキテクト ITサービスマネージャ ヤ	ア ネットワークスペシャ リスト データベーススペシャ リスト 第 1 種情報処理技術者 応用情報技術者		
航空管制	航空管制			航空交通管制技能証明 保有者	基礎試験合格者
衛生	衛生全般			理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 救急救命士（准看護師資 格 保有者に限る）	准看護師 歯科技工士
音楽	音楽全般			大学（音楽に係る部・科） 卒業生	短期大学（音楽に係る部 ・科） 卒業生

備考

- 1 1 等航空整備士のうち、航空法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 72 号）による改正前の航空法の規定による 2 等航空整備士の資格についての技能証明を受けているものであって、その者に係る業務範囲が同法附則第 2 条第 3 項に規定する行為を行うこととされているものは、2 等陸曹に任用するものとする。
- 2 基礎試験合格者とは、航空交通管制職員試験規則（昭和 32 年運輸省通達第 9 号）に基づく基礎試験に合格した者をいう。
- 3 通信設備免許名称変更前の免許取得者も受験資格を有するため、DD 第 1 種工事担任者をデジタル第 1 種に、A I 第 1 種工事担任者をアナログ第 1 種に、A I ・ DD 総合種工事担任者をアナログ・デジタル総合種にそれぞれ読み替えることができるものとする。